

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	輪島市

輪島市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 輪島市産業部農林水産課
所 在 地 石川県輪島市二ツ屋町 2 字 29 番地
電 話 番 号 (0768) 23-1141
F A X 番 号 (0768) 23-4437
メールアドレス nousui@city.wajima.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、イノシシ、タヌキ、ハクビシン、ツキノワグマ、ニホンジカ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	輪島市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状			
	品 目	被害数値		
カラス	被害無し	面積	0a 被害金額	0千円
イノシシ	水稻	面積	34a 被害金額	368千円
タヌキ	被害無し	面積	0a 被害金額	0千円
ハクビシン	被害無し	面積	0a 被害金額	0千円
ツキノワグマ	被害無し	面積	0a 被害金額	0千円
ニホンジカ	被害無し	面積	0a 被害金額	0千円

(2) 被害の傾向

1. カラス 現在は目撃情報のみであり、農作物の被害は無し。また、過去に被害があった為、今後被害の再発もあり得る。 2. イノシシ 平成23年度より農作物被害が発生しており増加傾向となっている。主な被害作物は水稻である。 3. タヌキ 現在は目撃情報のみであり、農作物の被害は無し。また、過去に被害があった為、今後被害の発生が懸念される。 4. ハクビシン 現在は目撃情報のみであり、農作物の被害は無し。また、過去に被害があった為、今後被害の発生が懸念される。 5. ツキノワグマ 現在は農作物の被害は無いが、目撃情報は有り、今後被害の発生が懸念される。 6. ニホンジカ 現在は農作物の被害は無いが、目撃情報は有り、今後被害の発生が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和５年度）	目標値（令和９年度）
カラス	被害なし	現状の維持
イノシシ 被害面積(a) 被害金額(千円)	34 a 368 千円	24 a 258 千円
タヌキ	被害なし	現状の維持
ハクビシン	被害なし	現状の維持
ツキノワグマ	被害なし	現状の維持
ニホンジカ	被害なし	現状の維持

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣捕獲隊により、銃器やわなの設置等による捕獲を実施	捕獲隊員の確保 捕獲技術及び知識の向上
防護柵の設置等に関する取組	集落ごとの被害状況や設置要望に応じた電気柵の設置	効率的な柵の設置に関する場所の設定
生息環境管理その他の取組	鳥獣の習性や被害防止技術等に関する知識の周知	緩衝帯整備事業の住民への周知

(5) 今後の取組方針

1. カラス 現在は被害がないため、目撃情報や被害が発生した場合の対処方法などの情報収集を行う。また、鳥獣の餌となるような収穫残渣を現場に放置せず適正な処理の徹底を心掛けるように地域住民に促し、被害が発生した場合には、わなの設置による被害縮小にむけた取組を行う。 2. イノシシ 被害が増加していることから、出没情報の収集・伝達をすみやかに行い、被害防止に努めるとともに、イノシシの生態と被害防止技術の普及啓発を行う。また、住宅地や農地等に出没した場合は、市・捕獲隊・県等が密に連携し、人身被害の防止を最優先にした対応を行う。 被害防止のため緩衝帯や電気柵及び檻・わなの設置、住民等による見廻りを実施する事で山から里への出現を防ぐ。また鳥獣の餌となるような収穫残渣を現場に放置せず、適正な処理の徹底を心掛けるよう促す。 3. タヌキ 現在は被害がないため、目撃情報や被害が発生した場合の対処方法など
--

の情報収集を行う。また、鳥獣の餌となるような収穫残渣を現場に放置せず適正な処理の徹底を心掛けるように地域住民に促し、被害が発生した場合には、わなの設置による被害縮小にむけた取組を行う。

4. ハクビシン

現在は被害がないため、目撃情報や被害が発生した場合の対処方法などの情報収集を行う。また、鳥獣の餌となるような収穫残渣を現場に放置せず適正な処理の徹底を心掛けるように地域住民に促し、被害が発生した場合には、わなの設置による被害縮小にむけた取組を行う。

5. ツキノワグマ

現在は被害がないため、目撃情報や被害が発生した場合の対処方法などの情報収集を行う。また、鳥獣の餌となるような収穫残渣を現場に放置せず適正な処理の徹底を心掛けるように地域住民に促し、被害の発生が予見される場合及び被害が発生した場合には、わなの設置による被害発生防止及び被害縮小にむけた取組を行う。

6. ニホンジカ

現在は被害がないため、目撃情報や被害が発生した場合の対処方法などの情報収集を行う。また、鳥獣の餌となるような収穫残渣を現場に放置せず適正な処理の徹底を心掛けるように地域住民に促し、被害の発生が予見される場合及び被害が発生した場合には、わなの設置による被害発生防止及び被害縮小にむけた取組を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣捕獲隊による捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	イノシシ	イノシシの捕獲に対する報償金 捕獲檻導入補助 電気柵資材費補助 わな猟免許の取得及び更新補助

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
1. カラス 農作物の被害状況の把握及び生息状況を勘案し、捕獲区域、計画数等を設定する。

2. イノシシ	生息状況や捕獲技術を勘案し、適正な捕獲区域、計画数等を設定する。
3. タヌキ	農作物の被害状況の把握及び生息状況を勘案し、捕獲区域、計画数等を設定する。
4. ハクビシン	農作物の被害状況の把握及び生息状況を勘案し、捕獲区域、計画数等を設定する。
5. ツキノワグマ	特定鳥獣管理計画の指針に従い、捕獲区域、計画数等を設定する。
6. ニホンジカ	特定鳥獣管理計画の指針に従い計画的・効率的な個体数調整捕獲及び有害鳥獣捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
カラス	50羽	50羽	50羽
イノシシ	3,000頭	3,000頭	3,000頭
タヌキ	10頭	10頭	10頭
ハクビシン	10頭	10頭	10頭
ツキノワグマ	1頭	1頭	1頭
ニホンジカ	10頭	10頭	10頭

捕獲等の取組内容
1. カラス 必要に応じて、銃器・檻・わなによる捕獲を実施。 2. イノシシ 通年山間部において、檻・わなの設置による捕獲及び銃によるとめさしを実施。 3. タヌキ 必要に応じて、銃器・檻・わなによる捕獲を実施。 4. ハクビシン 必要に応じて、銃器・檻・わなによる捕獲を実施。 5. ツキノワグマ 必要に応じて、銃器・檻・わなによる捕獲を実施。 6. ニホンジカ 必要に応じて、銃器・檻・わなによる捕獲を実施。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
輪島市	ニホンジカ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	電気柵の設置 (50,000m)	電気柵の設置 (50,000m)	電気柵の設置 (50,000m)
	恒久柵の設置 (10,000m)	恒久柵の設置 (10,000m)	

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	電気柵設置マニュアルの配布	電気柵設置マニュアルの配布	電気柵設置マニュアルの配布
	管理者による電気柵周辺の草刈り及び見廻り	管理者による電気柵周辺の草刈り及び見廻り	管理者による電気柵周辺の草刈り及び見廻り

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

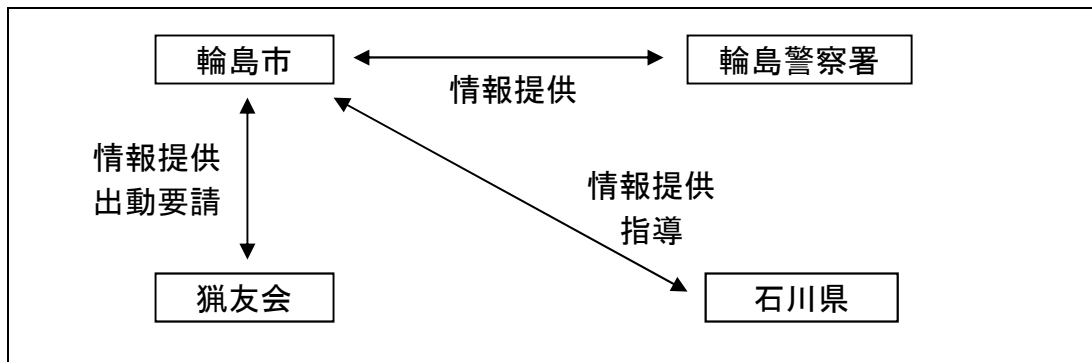
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	イノシシ	緩衝帯の整備の推進 電気柵資材費補助 わな猟免許の取得補助 鳥獣の習性や被害防止技術等に関する知識の周知のための講習会の開催

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
石川県 奥能登農林総合事務所	・ 情報の把握および提供 ・ 対処法の指導 など
輪島警察署	・ 情報の把握および提供 ・ 周辺の巡回および追い払い等への協力 など
輪島市	・ 情報の把握および関係機関への連絡 ・ 住民への情報提供 ・ 現地の確認および追い払い等への協力 など
石川県猟友会輪島支部 石川県猟友会鳳至支部 門前分会	・ 情報の把握および提供 ・ 有害鳥獣の捕獲または追い払いの実施 など

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、自家消費・埋設など状況に応じ適切に処分する。イノシシに関しては、埋設にかかる負担軽減のため輪島市有害鳥獣処理施設での処理を推進する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲個体の自家消費の推進を図る
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし

その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし
--------------------------------------	------

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	輪島市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
輪島市区長会長会	被害の報告、住民意見の取りまとめ、住民への情報伝達
石川県猟友会輪島支部 石川県猟友会鳳至支部	生息・出没・被害等の情報把握、有害鳥獣捕獲の実施、狩猟者の育成
能登農業協同組合 石川県農業共済組合	生息・出没・被害等の情報把握、対策の普及啓発・支援
能登森林組合	生息・出没・被害等の情報把握、対策の普及啓発・支援
石川県奥能登農林総合事務所	対策の指導、生息・出没・被害等の情報把握、被害防止技術の情報提供、狩猟者の育成
輪島市	協議会事務局、関係機関との連絡・調整、生息・出没・被害等の情報収集、対策の普及啓発・支援、狩猟者の育成

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
石川県農林水産部里山振興室	被害防止技術等に関する情報提供
石川県生活環境部自然環境課	鳥獣の生態等に関する情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 24 年度に設置

輪島市職員（農林水産課長、農業振興係長、農業振興係員、門前総合支所地域整備課員、猟友会所属職員）で構成

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害の発生や新たな防止対策の出現等により、この計画が状況に応じなくなった場合は、その都度、関係機関と協議し、計画の見直しを行い、より効果的な被害防止に努める。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

対象鳥獣以外の鳥獣による被害等が確認された場合は、この計画に準じて防除対策を行い、必要に応じて計画を変更して対応する。